

令和4年度第1回奈良県国土利用計画審議会

1. 日 時：令和4年10月4日（火）午後2時00分～午後3時00分
2. 開催場所：奈良県庁 主棟5階 第一会議室（大・東）
3. 出席者：伊藤委員、乾委員、上田委員、大嶋委員、岡波委員、川口委員、
並河委員、西川委員、平井委員、深町委員、前野委員、村本委員
4. 開催状況：傍聴者1名
5. 議 題：特別委員会の委員の選任について
6. 報告事項：（1）土地の利用と管理に関する検討状況について
（2）都市地域、森林地域、農業地域における最近の取組について

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回奈良県国土利用計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、本日の司会を担当させていただきます、奈良県地域デザイン推進局県土利用政策室の三村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会は、初めてWEB会議形式での開催とさせていただきました。会議の開催については、奈良県国土利用計画審議会条例第5条第3項において、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと規定されておりますが、WEB会議形式であっても出席とすることが可能であることを確認した上で、WEB会議形式での開催とさせていただきますことといたしました。皆様方には事前の接続テスト等にご協力いただきましたことをお礼申し上げます。なお、会議の途中で、万が一、接続トラブル等が発生した場合は、その場で挙手をしていただくか、事前にお伝えしております連絡先にご連絡をいただきますようお願いいたします。こちらからも、ご連絡させていただくこともあるかと思っておりますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。また、ご発言の際以外は、音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それではまず、資料の確認をさせていただきます。本日は、画面でも資料を共有させていただきますが、事前に送付させていただきました資料を確認させていただきます。

まず、議事次第です。次に委員名簿、その次に資料一覧、その次に資料1と書かれたA4、2枚ものの資料です。その次に資料2と書かれましたA3、5枚ものの資料です。その

次に参考資料3と書かれましたA3、5枚ものの資料です。その次に参考資料1と書かれております、条例がA4、2枚となっております。参考資料2と3としまして1枚ずつ、国土利用計画と土地利用基本計画の概要をつけさせていただいております。

それでは続きまして、本日出席の委員の皆様を、委員名簿の順に紹介させていただきます。

伊藤忠通委員でございます。

【伊藤委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 乾昌弘委員でございます。

【乾委員】 こんにちは。お願ひします。

【事務局】 上田逸郎委員でございます。

【事務局】 大嶋賢佑委員でございます。

【大嶋委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 岡波圭子委員でございます。

【岡波委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 川口延良委員でございます。

【川口委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 並河健委員でございます。

【並河委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 西川均委員でございます。

【西川委員】 どうぞ、よろしくお願ひします。

【事務局】 平井康之委員でございます。

【事務局】 深町加津枝委員でございます。

【深町委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 前野孝久委員でございます。

【前野委員】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 村本佳宜委員でございます。

【村本委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 また、本日所用のため欠席されている委員は岡井有佳委員、岡本美津子委員でございます。

次に、会議の成立についてですが、奈良県国土利用計画審議会条例第5条第3項におい

て、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されております。本日は、委員14名のうち12名ご出席いただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。次に、10月1日付で国土利用計画審議会の委員の改選がございましたので、会長を選任する必要がございます。会長の選任については、審議会条例第4条第2項により、委員の互選により会長を定めることとなっております。事務局としては、今までも会長を務めていただいております伊藤委員に、引き続き会長をお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは、異議がないということで、伊藤委員に会長お願いいたします。審議会条例第5条第2項により会長が議長となることとなっておりますので、これ以降の議事進行は会長をお願いしたいと思います。

伊藤会長よろしくをお願いいたします。

【伊藤会長】 それでは議長を務めさせていただきます。みなさんはどうぞ円滑な議事進行にご協力よろしくお願い申し上げます。

まず、当審議会では、奈良県国土利用計画審議会の運営要領によりまして、原則公開となっております。本日の審議案件につきましては、非公開とすべき内容がないと思われまので、公開としてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

特に異議がないものといたします。では公開といたします。本日の会議には、現在1名の方が傍聴を希望されていますが、入室を許可してもよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。では異議がないと認められたために入室をお願いいたします。

それではまず最初に議事に先立ちまして、本日の議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。本日の議事録署名人として、乾委員、深町委員をお願いしたいと思います。両委員よろしくをお願いいたします。

【乾委員】 はい。承知しました。

【深町委員】 お願いします。

【伊藤会長】 傍聴人がいらっしゃいますので審議に入ります前に、傍聴者、報道機関の方々にお願いします。テレビカメラ及び写真の撮影、録音、録画等はここまでとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは早速でございますが議事に入りたいと思います。まず最初に議題の特別委員会の委員の選任についてお諮りしたいと思います。事務局から説明お願いいたします。

【事務局】 それでは資料1により、特別委員会の委員の選任についてご説明申し上げます。資料1をご覧ください。特別委員会は奈良県国土利用計画審議会条例第2条第4項に基づき、国土の利用及び土地利用に関して特別に調査審議する必要があると認めるときに設置することができるかと規定されております。平成29年度に国土利用計画を策定するにあたり、特別委員会を設置してありまして、本審議会の委員の中から、五地域に関する学識経験を有する委員の方を選任いたしました。この10月1日付けで、本審議会の委員の改選を行いましたので、新たな委員の方々により、改めて特別委員会の委員を選任いただき、引き続き五地域に関する学識経験を有する委員の方に特別委員会の委員をお願いしたいと考えております。1枚おめくりください。

こちらは奈良県国土利用計画審議会の検討体制を図示しております。本審議会では、知事の諮問に応じ、国土利用計画や土地利用基本計画の策定、変更等について意見を述べていただいているところです。国土利用計画と土地利用基本計画については、本日はWEB開催で、本を置くことができませんでしたので、参考資料の2と3としまして、概要をつけておりますので、必要に応じてご覧ください。資料に戻ります。

特別委員会では、国土利用計画や土地利用基本計画の策定にあたり、本審議会が知事の諮問に応じて意見を述べていただく前に、計画の原案、素案等の審議、検討を行っていただきたいと考えております。今後、また、特別委員会を開催いたしまして、審議していただくこととなりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。ただいま説明がありました、特別委員会の委員の選任につきまして、原案通りで了承いただけますでしょうか。いかがでしょうか。特にご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。それでは、今後、特別委員会の開催等の運営につきましては、事務局と相談をしながら進めていくことにしたいと思います。特別委員会の委員の皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、次の議題に進ませていただきます。報告事項1、土地の利用と管理に関する検討状況について、事務局から説明よろしくをお願いいたします。

【事務局】 それでは資料2により、報告事項1、土地の利用と管理に関する検討状況に

ついてご説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

まず、経緯についてご説明させていただきます。本県においては、土地に関する諸課題の解決に資する、奈良県独自の土地利用の仕組みを検討するため、令和2年2月に土地利用に関する懇談会を設置いたしました。令和2年度、令和3年度は、懇談会や地域フォーラムに市町村長サミットにおいて、ご意見をいただきながら、県が行うべき具体的取組の方向性について、今後の土地利用にかかる奈良県の基本的な考え方としてとりまとめました。令和4年度は、この基本的な考え方に基づき、土地に関する諸課題の解決に資する、土地の利用・管理の方向性について検討しているところでございます。

2ページをご覧ください。土地に関する諸課題の解決に資する土地の利用・管理の方向性を検討するにあたり、まずは、背景と奈良県の実情と課題を整理いたしました。背景としましては、土地の法規制の多くは、高度経済成長期に整備され、規制を基調としたものとなっており、人口減少社会に移行した地方の実情に即したものとなっておりません。また、我が国では財産権が強く、効果的な利用と適正な管理の弊害となっております。現下の社会環境を踏まえ、国では、令和2年度に土地基本法を改正し、土地の適正な管理や土地所有者等の責務などが規定されました。今後も土地の公共性を踏まえた考え方の見直しが見込まれております。以上のことから、土地の法制度は転換期に来ていると考えております。次に、奈良県の実情と課題としましては、大阪のベッドタウンとして発展してきた経緯から、土地利用は住宅地中心で、雇用と消費という経済の両輪を大阪に大きく依存している構造となっております。今後、脱ベッドタウン化を進め、若者の雇用の場の創出に資する土地利用が重要課題となっております。また、人口減少の進展とともに、空き地、空き家、耕作放棄地等の土地管理の問題が顕在化しております。あわせて、法制度の縦割り構造や、他県に比べて強い所有者意識から、インターチェンジ周辺などのポテンシャルが高いにもかかわらず、計画的な利用が進まず、未利用となっている土地が多く、公共事業も進みにくい状況となっております。これらのことから、奈良県の実情に即した奈良県独自の土地利用・管理の仕組みを構築し、実行することが必要であると考えております。

3ページを、一度飛ばして2枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。本県独自の土地利用・管理の仕組みを検討するにあたっては、背景で触れました土地基本法の改正内容を踏まえて検討しておりますので、改正土地基本法の概要についてご説明いたします。改正土地基本法の検討の背景としましては、人口減少社会において、土地利用・管理の担い手の減少や利用意向の低下等により、草木の繁茂や土地の荒廃といった管理不全の

土地が増加していること、管理不全の土地による悪影響を土地所有者以外の者が取り除くことは困難であること、これらのことから、令和2年度に土地基本法が改正されました。そのポイントとしては、一つ目に、管理の規定が追加されたこと。二つ目に、土地所有者等の責務が明確化されたこと。三つ目に、地方公共団体が行うべき措置に管理の視点が反映されたことの3点となっております。一つ目の土地の適正な管理については、これまで土地基本法では、利用についての規定のみとなっておりますが、管理不全の土地等の課題へ対応するため、土地の適正な管理を確保する必要があることが法に位置付けられました。二つ目の土地所有者等の責務については、新たに条文が追加され、土地の適正な利用・管理のためには、第一次的には土地所有者等が土地の利用・管理について責務を負うことが規定されました。三つ目の、地方公共団体が行うべき措置については、地方公共団体は、土地所有者等による適正な土地の利用・管理を確保するため、必要な措置を講じるとともに、土地所有者等が利用・管理することが困難な場合には、地域住民と土地所有者以外の者が利用管理を補完する措置を講じることが規定されました。

1 ページ戻りまして、3 ページをご覧ください。今説明いたしました土地基本法の改正内容を踏まえて、奈良県における土地の利用・管理の取り組みの方向性の案としては、土地の効果的な利用、土地の適正な管理、土地の利用と管理を支える取り組みの三つを考えております。一つ目の土地の効果的な利用については、雇用の場やにぎわいの創出など、県政課題に対応する土地利用を推進することとし、効果的な土地利用を計画的かつ円滑に進めるため、計画立案から事業実施の手法については、これまでの県や市町村が計画を策定するマスタープラン型から、地域において土地利用に関係するすべての者が共通の認識を持ち、計画を策定するボトムアップ型に転換したいと考えております。二つ目の土地の適正な管理については、安心して住み続けることができるまちづくりなど、県政課題に対応する、適正な土地管理を推進することとし、所有者不明土地や管理不全土地、所有者が判明しているにもかかわらず管理放棄されている等、課題の顕在化している土地への対応については、県、市町村、地域が協力して進める体制のもとで取り組みを推進また管理についても、利用と同様に、ボトムアップ型により意思形成と計画策定を行う仕組みの浸透を図りたいと考えております。三つ目、土地の利用と管理を支える取組については、県民意識の醸成や現状について把握、分析した上で、定期的に発信するとともに、先進的な取組について、ノウハウの蓄積、情報共有、助言や支援を行う場の設置や、土地に関する取組全般にわたり、専門家、関係機関、県民等から定期的に意見を伺う審議会を設置、運営し、

取組の充実を図りたいと考えております。この取組の方向性につきましては、令和4年度に取りまとめを行う予定としております。その取りまとめについては、国土利用計画と土地利用基本計画の要素を包摂したいと考えており、検討の進捗状況を踏まえ、適宜本審議会に意見を伺って参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【伊藤会長】 はい。説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました、土地の利用と管理に関する検討状況について、委員の皆様からご意見あるいはご質問を賜りたいと思います。どうぞ、ご発言をよろしくお願いいたします。ご意見のある方は挙手をお願いします。

特にございませんか。特に無いようでございますので、もしありましたら後でまたお聞きいたします。それでは引き続き、報告事項の2番目に移りたいと思います。都市地域、森林地域、農業地域における最近の取組みについて、また事務局からご説明よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料3により、報告事項(2)都市地域、森林地域、農業地域における最近の取組についてご説明申し上げます。

まず、都市地域に関する取組みとして、「大和都市計画及び吉野三町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、県土利用政策室からご説明いたします。

【県土利用政策室】 それでは都市地域の取組みについて、ご説明をさせていただきます。都市地域の取組みといたしまして、「大和都市計画及び吉野三町都市計画 都市計画区域整備、開発及び保全の方針」、これは以前、「奈良県都市計画の区域マスタープラン」と申し上げていたものになります。今回、いろんな見直しをする過程において、法律用語を適用しようということで、整備、開発及び保全の方針という形に、改めさせていただきました。今回の方針の策定についてですけれども、概ね都市計画の場合は、20年先を見越して、今後10年間の都市計画の基本的な方向性を示すということでございます。今回の策定の理由としましては、前回、平成23年に、都市計画の整備、開発及び保全の方針というものの取りまとめを行いまして、その後、10年を経過したところで、見直しの策定作業に入りまして、本年の5月6日に、国等の協議を経て、都市計画決定というものの運びとなりました。この都市計画の整備、開発及び保全の方針の新たな改正のポイントは、先ほどの説明でもございました、今までの規制誘導型のマスタープランというところから、それぞれの地域の取組ということを視点に考えた、ボトムアップ型のまちづくりへの転換、

というものを図りながら、それぞれの都市地域における取組を進めていくというのが大きな方針でございます。この方針において、それぞれ都市計画の関係者が共通の認識を持って、現状やそれぞれの地域における課題というものを踏まえた、新たな都市づくりの将来の方向性というものを示しているという状況になってございます。

それと大きく今までと異なる点で言いますと、用語的には区域区分、括弧書きで書いております線引き、市街化区域と市街化調整区域の区分ということになりますが、今までにおきましては、定期見直しということで、こういう区域マスタープランや整備、開発及び保全の方針の改定時期に合わせて、これが大体10年に1回になりますので、10年に1回の基準として、見直しを行っていたというのが現状でございました。ところが、時代の流れとともに、少しこの10年というスパンが長過ぎるということがございましたので、できるだけ地域のまちづくりや、土地利用というところに即した形でできるように、それぞれ計画、当然ながら実現性というものが担保される必要がありますが、実現確実な土地利用というものがなされるような地域から、市街化の編入ということを検討しています。あと、当然ながら合わせまして線引きということでございますので、逆線引き、要は市街化区域から市街化調整区域への変更ということもございます。これは昨今の防災関係で災害レッドゾーンと言われたところになるものにつきましては、地域の実情や状況が当然ありますので、そういうことを加味しながら、地域との調整が整った部分から、随時線引きの見直しを行って市街化調整区域というところに戻していくと、そういったことを現在、考えてございます。直近では、今年度、都市計画の線引きの見直しというものをまたやっておるんですけれども、随時ということで、おそらく2年に1回、もしくは早ければ1年に1回ぐらいのペースで、線引きというものの見直しを図っていきたいというふうに考えてございます。簡単ですけれども、以上でご説明を終わらせていただきます。

【事務局】 続きまして、森林地域に関する取り組みとして、森林環境管理制度について、森と人の共生推進課からご説明いたします。

【森と人の共生推進課】 よろしくお願ひします。森と人の共生推進課の西と申します。課長の松田に代わりまして、説明をさせていただきます。私からは、新たな森林環境管理制度ですけれども、まず初めに、その導入の背景についてご説明させていただきます。奈良県は、県土の約77%を森林が占めておりまして、特に県南部地域につきましては、全国を代表する木材の生産地となっております。しかし、長引く木材価格の低迷による林業の不振や、山間部の過疎化、高齢化などにより、森林を管理する担い手が不足し、放置さ

れている森林が増加しております。そのような中で、平成23年に発生しました、紀伊半島大水害では、県内で深層崩壊54ヶ所を含む大小約1,800ヶ所もの土砂崩壊が発生するなど、県南部を中心に大きな被害が発生し、改めて、適切な森林管理の重要性を認識しております。このため、防災機能などの多様な機能を持続的かつ安定的に発揮させる新たな森林環境管理制度の構築が必要であるとの認識から、平成27年に友好提携協定を締結しました、スイスベルン州の森林環境管理制度を参考にしまして、令和2年に「奈良県森林環境維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」というものを制定しております。この条例ではですね、資料の上半分に記載しております通り、今後目指す森林の姿として、森林の有する生産、防災、生物多様性、レクリエーションの4つの機能を最大限に発揮させることを目的としまして、県内の森林を恒続林、適正人工林、自然林、天然林の4つに区分し、誘導していくことを決めました。恒続林といいますのは、スイスで実践されております森林管理手法でありまして、針葉樹、広葉樹など様々な樹種、多様な林齢や樹高で構成され、皆伐をせずに、様々な樹木を定期的に生産できることに加えまして、防災、レクリエーション、生物多様性などの機能の高い森林でありまして、本県においては道路からの距離が50m未満、標高1,200m未満、傾斜40度未満の森林を恒続林へ誘導していくことに取り組んでおります。適正人工林につきましては、スギ、ヒノキのまま適正に管理される人工林でして、道路からの距離が500m未満、標高が1,200m未満、傾斜40度未満の森林を区分しております。自然林については、現況は人工林ですけども、道路からの距離が500m以上、標高が1,200m以上、傾斜40度以上で、木材生産に不向きな森林を対象としております。天然林につきましては、現況がもう既に天然林で、自然の遷移により環境が維持される森林になります。

次に、資料の下側に記載しております2番の、奈良県フォレスター、奈良県フォレスターアカデミーについて説明させていただきます。スイスでは持続可能な森づくりに関する専門教育を受けたフォレスターが森林の4機能を一元管理しておりまして、奈良県におきましても、森づくりは人づくりと考えまして、森林の4機能を重視した新たな森林環境管理制度を担う人材の養成機関として、昨年4月に奈良県フォレスターアカデミーを開校しております。フォレスターアカデミーでは、スイスのフォレスターのような地域の森林環境管理を指導できる人材を養成する2年制のフォレスター学科と、安全かつ効率的に作業ができる知識と技能を1年間学ぶ森林作業員学科を設置しております。このうち、フォレスター学科には、県職員の採用職種である森林管理職の職員採用試験に合格した者を入学さ

せ、県職員の身分のまま、フォレスター学科で2年間修学し、卒業後に奈良県フォレスターとして、県職員と市町村職員の身分を併任して、市町村に長期間派遣を行うこととしております。現在、第1期生の7名の奈良県フォレスターについて、市町村配置に向けた準備を進めておるところです。この奈良県フォレスターには大きく分けまして、二つの業務に従事させることとしております。一つは、現在、市町村に権限がある伐採届に関する業務について、地方自治法に基づく事務の委託を県が受け、現地確認等の事務を担当させることとしております。もう一つは、市町村の森林環境管理業務、特に施業放置林の整備や、市町村森林整備計画の推進に基づく業務を担ってもらうこととしております。また、県職員以外のフォレスター学科卒業生や森林作業員学科の卒業生については、森林組合や林業事業体での就業を予定しておりまして、卒業後に奈良県フォレスターとなる県職員と県内の林業事業体や森林組合などの幹部となることが期待される学生が、同じフォレスターアカデミーで、同じカリキュラムで学んでいることとなります。このため、将来市町村において、地域の森林環境管理を指導、実践する奈良県フォレスターと林業事業体や森林組合などの幹部となって、卒業生がいわゆる同じ釜の飯を食べた仲間としての絆を生かして、奈良県が目指す新たな森林環境管理の中核的な担い手になることを期待しておるところです。

次に、資料下の右側に記載しております、森林法との連携についてですけれども、森林法に基づき策定する県の地域森林計画と市町村森林整備計画があるのですが、この中に、県独自の森林環境管理制度を盛り込むため、「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」の中に、この地域森林計画に定める事項ということで、森林の4機能発揮のための事項を定めることを規定しております。このように、条例で森林法を補完することにより、県独自の森林環境管理制度を着実に進めていくこととしております。以上が奈良県の新たな森林環境管理制度の説明となります。ご清聴ありがとうございました。

【事務局】 続きまして、農業地域に関する取り組みとして、人・農地プランと特定農業振興ゾーンについて、担い手・農地マネジメント課からご説明いたします。

【担い手・農地マネジメント課】 担い手・農地マネジメント課の中島と申します。私の方から、農業地域における最近の取り組みとして、2点ご説明をさせていただきます。1点目は、人・農地プランにおける市町村の取り組み状況についてでございます。3ページです。まずは人・農地プランについてご説明をさせていただきます。人・農地プランとは、農業者の高齢化や減少、耕作放棄地といった農業にまつわる人と農地に関する課題を、地域

の徹底した話し合いを通じて、その処方箋を描くと、5年後10年後にどのような対応をすればよいかというのを話し合った結果を取りまとめたものでございます。全国的に、国が推奨しておりまして、平成24年から進めておりますので約10年経過しているというところでございます。その人・農地プランの直近3年間の策定の進捗を、県内一円で整理したものが左上の図でございます。またそれを市町村別に整理したのが、右側の図でございます。集落内に農地が1ヘクタール以上ある集落を対象集落としておりまして、左側中段に書いておりますピンク色の枠囲みでございますが、県内に約1,390ございます。それが令和2年で242集落、令和3年度末までに353集落と、少しずつ、着実に増加傾向にしてございますが、その進捗につきましては、令和3年度は、令和2年度に比べると少しペースダウンしているというような状況でございます。ペースダウンしている理由につきまして、その下の黄色の枠囲みで書いてございますが、やはり市町村の担当者のマンパワー不足というところが非常に大きいところがございます。加えて、コロナでの話し合い、集まりが困難であったという点であったり、小規模農家さんが多いというところで、話し合いの調整になかなか時間を要しているというところが原因ではないかと考えてございます。今後に向けてでございますが、左下に書いております、人・農地プランの策定が進んでおります、市町村、集落におきましては、そのプランに基づきながら、サポセンと書いておりますけれども、正式名称は、公益財団法人奈良県担い手・農地サポートセンターですが、農地の不動産業みたいな形を行う公的機関がございます。そういったサポセンと連携しながら、担い手への農地のマッチングを推進していきたいと考えておりますし、また、取り組みが低調な市町村におきましては、またプランの重要性などを、幅広く粘り強く働きかけを行って推進していきたいと考えてございます。以上が人・農地プランです。

次4ページ目をご覧ください。こちらは特定農業振興ゾーンの取り組みということで、本県独自の取組でございます。取組の概要左側に書いてございますが、奈良県での農地の有効活用であったり、土地の生産性、収益性を高めるということで、平成30年度より、特定農業振興ゾーンという形で地区を設定いたしまして、設定地区に対し、市町村、関係機関団体と連携しながら、施策を集中的・優先的に投下するというふうな取り組みをやってきてございます。これまでに3市4町9地区を設定してございます。①から⑤までが、平成30年に設置した初期地区でございます。それ以降⑨番にございます大和郡山市の三橋地区まで9地区をしてございまして、地区の概要につきましては、右側に書いている通りでございます。特定農業振興ゾーンにかかる予算として、左下に書いてございますが、ゾ

ーンの中で土地改良事業なども行ってございます。初期に設定しました①から⑤の地区は経過してまだ4年程度ですけれども、この5地区での産出額が1割以上上がるなど、少しずつですけれども、効果が現れつつあるのかなと考えておりますので、引き続き市町村や関係団体等の方と連携しながら、ゾーンを設定している区域の農業産出額の向上を推進していきたいと考えてございます。以上でございます。

【伊藤会長】 ご説明ありがとうございました。ただいま説明のありました、都市地域、森林地域、農業地域における最近の取り組みにつきまして、委員の方からご意見またはご質問ございましたら賜りたいと思います。どなたからでも結構ですどうぞ。ご質問ございませんか。天理市長どうぞ。

【並河委員】 丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。私からは、先ほどの事例とも関係するのですが、最初の都市計画区域のところでご説明いただいたボトムアップ型のまちづくりへの転換の点でございます。もちろん地元の意向を尊重していただくという点は非常にありがたいわけですが、場合によっては、やはり戦略的に全体的視点からと、あと地域からのボトムアップと、両方が組み合わさって動きを作っていくことも大事かなと思っておりまして、本市も含めて、最近企業様から問い合わせが多いところは、やはり京奈和の沿線であったりいたします。企業からすればどの市町村かということよりも、道路の沿線で戦略的に打っていきたいということでありますが、やはり本市も含めて準工地区帯が非常に少ないので、農地転用しても、建蔽率が非常に低いので、なかなかそれでは割に合わないというような声も聞きまして、そうすると機会を逸してしまう点もございます。なので、県全体としてもこの地域は、戦略的に打っていくんだってという大きな流れが示される中に、ちゃんと地域の方からの声も噛み合っていくというような、バランスでやっていくのが大事かなというふうに思っておりまして、その点も含んでの表現かもしれませんが、気づきの点として申し上げます。私からは以上です。

【伊藤会長】 ありがとうございます。特に事務局コメントありますでしょうかよろしいですか。

【県土利用政策室】 並河委員からご指摘、ご意見いただきました内容ですけれども、当然のことながら、今奈良県として取り組んでおりますインターチェンジ周辺、特に工業系、産業系の誘致に関しては、県のトップ課題として取り組んでおるのが現状でございます。また部局が違いますが、産業誘致について、工業ゾーンの指定や、そういったところを行いながら、今後土地利用に向けた取り組みというものも、都市部局や産業部局だけではなく、様々な部局が寄り合い、方向性を検討しているというような状況でございます。です

ので、単純に先ほど申しましたボトムアップ型で頼り切るわけではなくて、並河委員がおっしゃいましたように、地域のとりわけ市町村の方々のご意見や、県の課題を踏まえて、よりよい土地利用を、都市計画の中でも目指していきたいという状況ですので、今後またいろんな場面で、ご意見等賜れば、非常にありがたいと思いますので、またよろしく願いたいと思います。

【並河委員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【事務局】 他の委員の方どうぞ。大嶋委員。

【大嶋委員】 詳細な説明ありがとうございます。少し基本的なことをお尋ねしたいのですが、当然企業誘致であったり、工場を持ってくる等々、開発については、現状の農地等の転用になるかと思うのですが、要は市街化調整区域を市街化にしていくってということについては、農地を減らすことになると思うのですが、その辺についての全体の中での割合は、今後も農地を減らしていてもいいという方向性なのかということをお尋ねしたいのと、もう一つは、太陽光パネルの設置があちこちで見られるのですが、あれについては、少し疑問は持っておるんですけども、その辺について、お考えをお聞きしたいと思います。以上です。

【伊藤会長】 ありがとうございます。担当課の方、よろしいですか。

【担い手・農地マネジメント課】 農地法に基づく農地転用の許認可の事務を担当しております、担い手・農地マネジメント課の方でお答えをさせていただきます。農地の総量という意味で申しますと、農業振興地域の整備に関する法律の中で、将来的に確保すべき農地という目標設定がなされてございます。ですので、県として定めております計画に基づいて農地の総量を管理していきたいというふうに考えてございます。その上で、県政の中で、工業ゾーンの創出など様々な取組がある中で県土全体でのバランスのある地域振興と申しますか、農業振興とも両立した振興を図っていきたくて考えてございます。その上で、個別の農地転用につきましては、委員ご案内の通りだと思いますが、1種、2種、農振農用地と農地区分がございまして、それに基づきまして、法律上の基準に照らし合わせて個別に判断するということが基本になると考えてございます。以上です。

【伊藤会長】 もう一つの太陽光パネルについて、農地に太陽光パネル設置はできるのですか。

【担い手・農地マネジメント課】 大嶋委員のご指摘は農地に太陽光パネルを転用することについての疑義ということよろしいのでしょうか。

【大嶋委員】 はい。農地であったり例えば山林であったり、東名阪沿いを見ている、言葉が悪いですが、急斜面に太陽光パネルが乱立しているように見かけますが、その辺については、今後も進んでいくと心配だと思っております。

【担い手・農地マネジメント課】 まず、あくまでも農地法を所管する立場としての答えでとどまることご容赦ください。先ほどの繰り返しになってしまうところがございますが、転用目的が、住宅なのか、工場なのかというその転用目的の違いとして発電事業、発電施設があるわけですが、それもやはり1種、2種、農振農用地と個別の案件に応じて、法律に基づいた許認可を行うというのが、農地法を所管する立場としては、基本だというふうに考えてございます。そのうえで市町村によっては、太陽光条例を設けている市町村がございますので、条例の許可見込みがある場合には個別基準に応じながら審査、許認可を行っている状況でございます。

【森と人の共生推進課】 森と人の共生推進課でございます。林地につきましては、基本的には当然法に基づいてということになるのですが、面積が1ヘクタールを超えるのか超えないのか、これによって手続きが異なっておりまして、1ヘクタールを超えますと、許可制度ということになりますので、厳しく取り締まるということになります。1ヘクタール以下の場合ですと、現状では、市町村で行う伐採届の中で処理ができるのですが、それにつきましても、非常に慎重にやらないといけないという思いがありますので、先ほどご説明させていただきました奈良県フォレスターを受け入れる市町村につきましては、県の方でその伐採届の事務も受けるという形でもって、適正に対処していくという考え方でございます。以上になります。

【伊藤会長】 大嶋委員よろしいでしょうか。

【大嶋委員】 細かいことまでありがとうございます。

【県土地利用政策室】 付け加えて総括させていただきます。県土の全地域において、当然都市地域、農業地域、森林地域にかかわらず、様々なところで太陽光発電に向けた土地の開発、利用が進められているという現状があり、国土利用を所管している部局ではないが、環境部局の方で、太陽光の設置等に関する条例やガイドライン的なものを、現在検討している状況でございます。再生エネルギーの利用に関しての土地利用ということですので、それをいたずらに制限することはなかなか難しいと考えてございますが、ただ利用するに於いても、無作為に何でもいいのかということではなく、ある一定のルールを定め、制限していくのが、いいのではないかという思いでございます。現在、国土利用計画法の届出

においても、森林地域や農業地域において、太陽光発電等の設置のための土地利用というのが、届出等でされている現状がございます。先ほど申しました通り、許認可権等につきましてはそれぞれの中で、厳正に対応していきたいと考えてございます。以上です。

【伊藤会長】 ありがとうございます。では他の委員の方よろしいでしょうか。ご質問、ご意見ありますでしょうか。では深町委員どうぞ。

【深町委員】 はい。ありがとうございます。ご説明の中で、やはり農地の管理がなかなか難しいことだとか、ベッドタウン化するというようなことで利便性を高めるというようなところが強調されているように感じました。そういうことも大事だと思うのですが、奈良県全体でやはり、農山村地域は、歴史的なところも含めて、すごく魅力的なポテンシャルを持っていますが、そういったところを、ただ、通うためだけではなく、住むことに価値を持ったりだとか、農業政策も大分変わってきて、本当に農業をやる人だけではなく、いろんな人たちが、生活をするだとか関わるってというようなことを、推進するようになっていきます。そういった部分でのより充実するような土地利用をすることに、もう少し重点を置かれたような施策の説明だとか、そういう視点が欲しいなと思ったのですが、そのあたりについてどうお考えなのか。あと森林のところですが、4つの機能というのがあって、自然林というのが、人工林の中に入っていることが、以前も担当の方にお伝えはしているのですが、若干私にとっては違和感があります。自然林は、いろんな植生の中で一番自然度が高い部門であり、人工林であるところを自然林とは、基本的には言わないと思うのですが、あえて奈良県の中でそのような名称を使うのであれば、それなりの定義があるのだと思います。そのままにしても自然林にはならないので、今人工林であるところを自然林に持ってくるために、施策として具体的にどういうことを行い、また、どういう将来像の森林を目指すのか、というところをもう少しはっきり言っていきたいと思います。さらに市町村の中で、機能区分だけが示されていても困ると思います。自分たちのところで森林に対してどのような政策を考えるかというときに、特にこの自然林をどう扱ったらいいかは、私が担当でも困るし、本気でやろうとしたら相当のお金や労力、学術的な知見がないとできないことなので、そのあたりについて、実質的なところも含めて、施策として機能できているのかということをご説明お願いいたします。

【伊藤会長】 まず、農地の方から説明をお願いします。

【県土地利用政策室】 全体的な内容のご指摘なのかなと思っております。森林地域や農業地域に多いところではありますが、南部、東部のような都市地域と言われる以外の地域で、

過疎化が進んでいる地域については、委員ご指摘の通り、歴史文化的な資産や景観資産が、非常に多く残っているところございます。ですので、都市計画とは少し視点が外れますが、そういった観光の拠点になるようなものを地域と一緒に、発掘、再認識をしながら、それをまちづくりにつなげていき、住みやすい地域というものを作っていく、もしくはその地域を活性化していくということが重要であると考えておりますので、産業的な土地利用という観点だけではなく、その地域の管理をしながら、住みやすい集落形成や、文化、景観を目指した観光的な戦略的なまちづくりというものも、当然いろいろな政策の中で検討していき、また地域の方々といろいろセッション等ができればというふうに考えております。以上です。

【伊藤会長】 自然林の扱いについて説明をお願いします。

【森と人の共生推進課】 自然林のことについて、森と人の共生推進課の方からお答えさせていただきます。自然林はですね、呼び方は自然林と呼んでおりますけれども、標高が高く、ヒノキを植えたけれども、成長してきていないというような現状の山や、道から遠過ぎて、木材生産として木を出そうとすると、コストがかかってしまい、とてもじゃないけど、人工林としてやっていくにはちょっと収支が合わないような山ことを考えております。そこにつきましては、表現がいいのかどうか分かりませんが、本来、昔の天然林のまま置いておけばよかったというような山なのではないかと考えております。その山につきましては、現状はスギ、ヒノキが植わっておりますので、それらを、ある程度切って光環境を良くしないと、成長してきませんので、そういったことをして参ります。今は、恒続林の方でも同じようなメニューやっておりますが、20%から40%の間伐と合わせて、一部分については、ある一定規模、全て木を切って、そこに地域の状況に応じた樹種、広葉樹を植えていき、シカに食べられないように、防護施設も同時にしていくというようなことを、これから順次広げていき、自然林の方へ徐々に戻していきたい。これにつきましては、1回やったからすぐに戻るということではありませんので、40年、50年、場合によっては100年かかるかもしれませんが、徐々にやっていきたいというふうに考えております。現状につきましては、奈良県の方で、県税としていただいております、奈良県森林環境税の方を財源として事業展開をしておりますので、この事業がどんどん継続していくことになれば、自然林の方でも、所有者さんの負担なしに事業することが可能ですので、そういった形でしていきたいというふうに思っております。以上です。

【伊藤会長】 ありがとうございます。深町委員、いかがですか。

【深町委員】 はい。ありがとうございます。

【伊藤会長】 では他の委員の方、いかがでしょうか。特に、ご意見ご質問ございませんか。

本日の議題は以上ですが、せっかくの機会でございますので、全体通しても結構ですので、関連した質問でも結構ですけれども何かあればお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

特に手が挙がらないようでございますので、今日のところは、議題についてはこれで終了したいと思います。最後、事務局から連絡事項等ございますか。

【事務局】 貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の議事概要につきましては、事務局で作成しまして、会長にご相談の上の県のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。今後の予定としましては、特別委員会を、年内に開催したいと考えております。また、審議会につきましては例年通り、2月ごろに開催を予定しております。お諮りする議題の状況を踏まえ、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、奈良県国土利用計画審議会を終了いたします。

本日はご審議いただき、ありがとうございました。